平成22年度教育委員会点検評価

結果報告書

平成23年3月

鹿屋市教育委員会

目 次

1	点検評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	平成 22 年度点検評価の対象事業と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	評価結果の公表等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	評価結果及び見直し方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 点検評価の目的

教育委員会における事務事業の点検評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、鹿屋市教育委員会が実施する教育行政の執行に関し、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに事務事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と、市民への説明責任を果たすことを目的に実施する。

【参考】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正(法第27条)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること。(H20.4.1施行)

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 平成22年度点検評価の対象事業と方法

教育委員会の点検評価については、これまで、市長部局の行政評価を活用した点 検評価を実施してきたが、今年度については、市長部局の行政評価が「外部仕分け」とい う形で実施されたことから、この外部仕分けを活用し、教育委員会が行う点検評価を実施 した。

(1)対象事業

教育委員会が実施する全ての事業の中から、

- · 内部管理経費
- ・ 直営施設の管理運営など、市の自助努力を強化し、更なるコスト削減を図る必要がある事業
- ・ 時代背景の変化や他自治体の動向等を踏まえ、協議・検討を行う必要がある事業 等を対象として選定した。

(2) 仕分け作業の基本的な考え方

仕分け作業における事業整理の視点

事業の「妥当性・必要性」、「有効性・効率性」、「公平性」、「緊急性」等の視点から、今後の事業の在り方等について協議し、仕分けを行う。

視点	着眼点
妥当性・必要性	市民目線から見て、妥当な事業か。 社会経済情勢の変化等に合わせて見直すべきものはないか。 提供するサービスの水準は他自治体に比べて妥当か。 市民ニーズを反映しているか。 既に所期の目的を達成した事業ではないか。 具体的な成果目標が設定され、その目標が達成されているか。 類似する事業を実施していないか。また国・県、民間において類似の取組はなされていないか。
有効性・効	更なるコスト削減は図れないか。 費用対効果は適切か。 民間活用を図れないか。 目標達成の手段として適切か。 整理、統合できる事業はないか。
公 平 性	一律のサービスを提供しなければならない事業か。 対象範囲の設定は適切か。 一部の利用者のみが利用する事業となっていないか。 対象者、受益者に相応の負担を求める必要はないか。
性影	事業を休止・凍結した場合、市民の安全・安心に影響を及ぼす可能性があるか。

具体的な整理方法

事業整理の視点を踏まえ、事業効果、実施内容、効率的・効果的な執行方法等を精査し、評価者の合議による全会一致方式で「廃止・休止」、「予算の見直し」、「実施方法の見直し」、「現行どおり」、「その他」の5つに区分する。

仕分け区分	仕分けの理由
	事業目的や趣旨が適当でない
	事業効果がない又は費用対効果が低い。
廃止・休止	実施の必要性・緊急性がない又は低い。
	自己費用で実施すべきである。
	所期の目的が既に達成されている。
予算(事業規模)の見	予算を縮減すべきである。
直し	予算を増額すべきである。
	対象範囲や受益者負担を見直す必要がある。
	民間が実施した方が効果的・効率的。
	事業内容や実施方法を見直すべきである。
実施方法の見直し	他の事業と統合すべきである。
	協働の可能性について
	市民と市が協働で実施すべきである。
	市が単独で直接実施すべきである。
現行どおり	事業内容や実施方法が適切である
元 していり	予算(事業規模)が適切である。
その他	

仕分け対象事業の分類

作業を効率的・効果的に進めるため、事業の性質や内容、対象範囲等に基づき、全て の事業を、

- ・実際に仕分けの議論を行う「協議案件」
- ・ 法定受託事務など、協議の対象とせず、現行どおりとする「報告案件」に区分する。

(3)作業経過

時 期	作業内容
平成 22 年 8 月	事務事業仕分け調書の作成、行政改革推進課ヒアリング
" 9月28日 ~11月11日	外部仕分け(計8日間)
# 12月17日	仕分け結果報告
平成 23 年 2 月	報告案件の説明(計6日間)

(4)協議・報告案件について

対象事業の考え方を踏まえ、以下のとおり選定した。

協議案件 6 事業 報告案件 2 2 事業

(5)評価者

鹿屋市行政経営改革委員会委員 10名

3 評価結果の公表等

(1)議会報告

報告時期 平成23年3月

報告方法 報告書を議長へ提出

(2)市民への公表

公表時期 平成23年3月頃

公表方法 市ホームページに報告書を掲載

4 評価結果

(1)協議案件

事業名	事業概要	評価結果	主管課
鹿屋市中学 生·高校生海 外研修事業	市内中·高校生等のホームステイを民間委託により実施し、 25万円を上限として費用の50パーセントを補助する	実施方法の見直し	学校教育課
文化財管理 経費	文化財保護審議会の開催・運営(年3回 10 人) 文化財整理作業所の維持管理(文化財調査員を配置) 文化財調査員の雇用(資料収集等) 輝北歴史民俗資料館(輝北教育支所)、串良歴史民俗資料室(串良ふれがレンター指定管理者)の収蔵資料の保存活用 市指定文化財の管理(巡視員 12 地区、清掃管理業務) 王子遺跡資料館(維持管理 指定管理者)	現行どおり	文化課
競技スポーツ推進事業	鹿屋市体育協会への補助金 競技力向上支援事業 スポーツ大会開催支援事業 スポーツ大会出場助成事業	実施方法の見直し	市民スポーツ課
教育委員会 事務局経費	教育委員会所管施設の建物保険に係る事務 臨時職員の雇用に係る事務 教職員住宅建設(償還)に係る事務	実施方法の見直し	教育総務課
地区学習センター等管理 運営経費(鹿屋)	生涯学習の推進を図るため、地域の拠点施設である生涯学習施設の適切な管理運営に努め、地域の学習・文化活動の充実を図る。 ・管理運営経費(7館)・・・高隈地区交流促進センター、花岡地区公民館、田崎・西原・高須・大姶良・東の各地区学習センター	実施方法の 見直し	社会教育課中央公民館
地区学習セ ンター等各種 講座経費(鹿 屋)	鹿屋地区学習センター等7館で、市民講座等を開講し生涯学習を推進する。また、地区館を核として地域文化意識の向上・連帯づくりの機運を高める。 市民講座、高齢者・婦人大学等の実施 学習成果発表会の実施 各種講師謝金4,700円(約2時間あたり)	実施方法の 見直し	社会教育課 中央公民館

(2)報告案件

2 2 事業

: 鹿屋市中学生・高校生海外研修事業(共通)

事業概要

1	担当課		学校教育課	従事職員数	0.1人
2	事業開始年度		平成6年		
3	8 根拠法令等 鹿屋		市中学生・高校生海外研修補助事業補助金交付要網	法律等におけの実施義務(有	無

4 (1)事務事業の実施目的

事務事業の概

本市の青少年を海外に派遣し、外国の歴史、文化に触れさせ、外国での生活を体験させることによって、国際的視野を拡大し、外国との親善を深めさせるとともに、本市の国際化の促進に寄与する人材を育成する。

(2)事務事業の対象(受益者、地域など)

市内中・高校生及び保護者が鹿屋市に居住している中・高校生

(3)事務事業の具体的内容(実施方法、全体計画など)

市内中・高校生等のホームステイを民間委託により実施し、25万円を上限として費用の50パーセントを補助する。

(4)今後の事業費の推移及び財源の内訳

年度	事業費総額		財源の内訳 (千円)				
牛 皮	尹耒貝総領	一般財源	国・県の補助金	借入金(起債)	その他		
19 年度	2,370	2,370					
20 年度	1,957	1,957					
21 年度	0	0					
22 年度	1,250	1,250					
23 年度	1,250	1,250					
24 年度	1,250	1,250					
25 年度	1,250	1,250					

5 事務事業の今後のあり方について(所管課の考え方)

国際化、グローバル化が進展する時代に先駆けて、多くの若者を海外に派遣してきた本事業は、国際社会で活躍できる人材を育成する観点からも価値あるものであり、国際交流都市鹿屋市としての立場をアピールするためにも、本事業を継続したいと考える。今後は派遣国の選定や派遣期間の見直しなどを進め、一人でも多くの生徒に国際体験の機会が与えられるよう検討していきたい。

仕分け結果	実施方法の見直し
仕分けの理由	・研修期間の短縮や料金が割安なアジア圏への研修に移行する一方、派遣人数を増やすことを検討すべき。 ・一人当たりの研修補助額を縮減して、事業費全体を抑制すべき。
付記事項等	・事業開始から 10 年以上が経過することから、支援対象となる研修プログラムの内容や派遣先、派遣者数などを見直すこと。

担 当 課 名 学校教育課

1.事 業 名	鹿屋市中学生・高校生海外研修事業
2. 仕分け判定	実施方法の見直し

3.事業見直し方針(案)

1 アジア圏での検討について

学校教育課としての本事業のねらいは、「英語の鹿屋」として高い評価を受ける中で、生徒たちに英語圏での実践による積み上げの発揮の場にあると考えています。

ご指摘を踏まえまして多角的に検討をしましたが、下記の課題等にあるように、 制度面、事業目的、衛生・安全面等から鑑みても、アジア圏でのホームステイは物 理的に難しいと判断をし、2・3のとおり見直しを行うものです。

2 滞在期間の縮減について

選択肢の中に比較的安価な2週間のプログラムを用意する。

3 補助率の縮減について

事業費の50%補助(174,000円から329,250円)として、上限額は設けていなかったが、50%補助で上限を20万円とする。

4. 事業見直しにおける課題等

アジアにおける英語圏であるシンガポール・フィリピンでは、ホテル等に滞在して の英語研修プログラムはあるが、その国の文化に触れたり交流を図る機会がないこと。

英語圏以外のアジアでのホームステイは、中国では上海の富裕層に限られ、 しかも、中・高校生対象でなく大学生以上を対象としている。また、韓国で は、ホームスティという概念がなく、民宿ようなところに滞在することになる こと。

5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

:文化財管理経費(共通)

事業概要

1	担当課	文化課	従事職員数	0.5人
2	事業開始年度			
3	根拠法令等	文化財保護法 鹿屋市文化財保護条例 鹿屋市文化財保護条例施行規則	法律等におけの実施義務(有	· 1

(1)事務事業の実施目的

事市内の指定文化財(有

市内の指定文化財(有形6、無形民俗10、有形民俗42、史跡33、記念物9)の保存活用を図ること。

文化財の収蔵・収集・整理・公開・広報を行う施設の維持管理を行うこと。

(2)事務事業の対象(受益者、地域など)

全市民

務事業の

)概要

(3)事務事業の具体的内容(実施方法、全体計画など)

文化財保護審議会の開催・運営(年3回 10人 鹿屋3 串良3 輝北2 吾平2)

文化財整理作業所の維持管理 (維持管理 直営、文化財調査員を配置)

文化財調査員の雇用(資料収集等)

輝北歴史民俗資料館(維持管理 輝北教育支所) 串良歴史民俗資料室(維持管理 串良ふれあいセンター指定管理者)の収蔵資料の保存活用

市指定文化財の管理(巡視員 12地区、清掃管理業務)

王子遺跡資料館(維持管理 指定管理者)

(4)今後の事業費の推移及び財源の内訳

年 度	事業費総額		財源の内訳	(千円)	
十一反	学 未具総領	市の予算	国・県の補助金	借入金(起債)	その他
19 年度	5,326	5,326			
20 年度	4,765	4,765			
21 年度	4,201	4,145			56
22 年度	5,005	4,980			25
23 年度	5,290	5,265			25
24 年度	5,510	5,485			25
25 年度	5,290	5,265			25

5 事務事業の今後のあり方について(所管課の考え方)

文化財は先人たちが残した貴重な文化遺産であり、次代へ保存継承することが努めであるため、 今後も継続して実施していきたい。経費については、今後も歳出抑制に努めたい。

仕分け結果	現行どおり
仕分けの理由	・事業規模が適切である。
付記事項等	・観光資源としての活用を検討すること。

担 当 課 名 文化課

1.事 業 名	文化財管理経費
2.仕分け判定	現行どおり

3.事業見直し方針(案)

- ・歳出抑制策については、これまでどおり県営事業に伴う発掘調査経費等のその他収入のある事業で携帯電話代の支払や消耗品の購入を行っていく。
- ・打馬作業所の移転については、現在串良総合支所横の旧庁舎への移転を検討中であり、 作業所機能だけでなく、埋蔵文化財整理作業の公開や各種体験学習の実施、廊下を利用し てのミニパネル展などを計画中であり、広く市民に文化財への周知公開ができる施設とな るように計画中である。
- ・文化財の観光資源としての利活用については、国の交付金事業を活用し「歴史の香るまちづくり事業」に取り組み、吾平地区の神話時代の歴史遺産や出土した考古資料をもとに歴史絵巻(DVD やリーフレット、ミュージカル)を作成し、市内外に広報を行い、交流人口増加に向けた取り組みとする。

4. 事業見直しにおける課題等

・打馬作業所の移転は、作業所機能のみの移転となっているため、収蔵機能が残ることになるが、建物も築 52 年を経過しており出土遺物の適切な収蔵のために、今後も空き施設の情報収集を行い移転の検討を行わなければならない。

5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

打馬作業所作業機能移転に伴い約600千円

:競技スポーツ推進事業 (共通)(競技スポーツ推進事業補助金)

事業概要

	于朱帆女							
1	担当課	市民スポーツ調	ŧ					
2	開始年度	昭和27年度 4 終了年度		芰				
3	補助等の根拠 (法律、条例、要綱等)	鹿屋市補助金等交付規則第3条			法律等における の補助義務(有・	無		
	(1)補助等の相手方	鹿屋市体育協会	•			先の構成 ・団体	39 団体、19),345人
	(2)補助金等の交付 目的	スポーツを振興し、市民の体力向上・健康の増進を図る。						
4 補助	(3)補助金等の 具体的な使途	・競技力向上支援事業 ・スポーツ大会開催支援事業 ・スポーツ大会出場助成事業						
補助金等の概要	(4)補助金等の算出 方法	合併前の1市3町が、各々の体育協会に支出していた補助金額を基にして算出した。 市補助金等の割合 - 98.59% (H21決算)						
~	補助対象事業費に占め	(受益者負担を課している場合、その具体的内容)						
	る市補助金等の割合	鹿屋市体育協会は競技団体から会費 10,000 円を徴収					数収している。	
	/5 \ 2ま中今をのかり	年 度	19 年度	20 년	F度	21 年度	22 年度	23 年度
	(5)補助金額の推移	交付額(千円)	31,830	28,	420	28,420	28420	28,420
5	-							

5 当該補助金等の今後のあり方について(所管課の考え方)

市民のスポーツや健康づくりに対するニーズが多様化するなか、体育協会が各種スポーツ活動等の 事業を推進するため補助金を交付しているが、同協会が実施している各種事業は、市のスポーツ振興 の中核を担っており、協会の果たす役割は多大であることから、今後も補助金は必要であると考える。

仕分け結果	実施方法の見直し
仕分けの理由	 ・報償金の交付を市が直接実施することにより、体育協会嘱託職員の賃金等に係る補助金を削減すべき。 ・体育協会に対する補助金については、体育協会主催の事業、あるいは体育協会独自の活動に対してのみ交付すべき。 ・スポーツ振興奨励金については、各競技団体に一律の額を交付するのではなく、大会成績等に応じてメリハリを付けるべき。
付記事項等	・少子・高齢化の進展に対応した事業内容や補助金額を検討していくべき。 ・鹿屋体育大学との連携を更に強化していくべき。 ・スポーツ振興を図るという意味で、事業そのものは必要である。

担 当 課 名 市民スポーツ課

1	. 事	業	名	競技スポーツ推進事業(体育協会事業補助金)
2	2.仕分け判定		定	実施方法の見直し

3.事業見直し方針(案)

スポーツ奨励金事業については、平成23年度予算から市民スポーツ課で予算計上し、 鹿屋市から直接交付する体制に改める。

市体育協会雇用を2名(嘱託1、パート1)から当面は嘱託1名体制とし、経費削減に努めるが、H19.5月からリナシティ内に移転した体協事務局を事業推進、事務連絡等の効率化の観点から、以前のとおり市民スポーツ課内におく。

23年度中を目途に業務内容や組織、執行体制の在り方等を精査し、市からの委託部分と事業補助金とに区別・整理する。

競技力向上支援の競技団体へのスポーツ振興奨励金については、支給内容や会費のあり 方と併せて23年度中に競技団体と調整を図る。

4. 事業見直しにおける課題等

直接支給については、予算計上のあり方については大きな問題はないが、奨励金支給に 関して例規等の整備を早急に行う必要がある。

1 名体制は、当面は市職員が業務を補うことで対応できるが、そのためには事務局を市民スポーツ課内におく必要がある。また、事務局移転により、関係者・関連団体等への周知とけシティーへの集客減が課題となる。

さらに、市民主体の共生・協働の観点からも自立を促す方向性とずれることになるとともに 1 名減じることで雇用面も課題を残す。

体協を構成する団体等の理解を得るのに時間を要する

5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

2,000 千円を補助金から報償費へ組み替え(実績1,800~1,900 千円)

H 2 3 年度は、パート 1 名減による 920 千円程度の減。

現時点での削減効果は未定。

:教育委員会事務局経費(共通)

事業概要

事務事業の概要

1	担当課	教育総務課	従事職員数	1.5人
2	事業開始年度			
3	根拠法令等	地方自治法第 180 条の 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条、33 条	法律等における市の実施義務(有・無)	有

4 (1)事務事業の実施目的

小中学校の安全・安心な施設の維持管理

小中学校の教育活動の充実のための環境整備

(2)事務事業の対象(受益者、地域など)

45 小中学校の児童・生徒及び教諭

(3)事務事業の具体的内容(実施方法、全体計画など)

教育委員会所管施設の建物保険に係る事務 臨時職員の雇用に係る事務 教職員住宅建設(償還)に係る事務

(4)今後の事業費の推移及び財源の内訳

年 度	事業費総額	財源の内訳(千円)				
十 反	尹未貝総領	市の予算	国・県の補助金	借入金(起債)	その他	
19 年度	44,309	29,694			14,615	
20 年度	37,538	20,109			17,429	
21 年度	36,801	22,736	317		13,747	
22 年度	42,878	30,689			12,189	
23 年度	40,209	30,689			9,520	
24 年度	38,047	30,689			7,358	
25 年度	35,945	30,689			5,256	

5 事務事業の今後のあり方について(所管課の考え方)

本事務事業は、児童・生徒の適切な教育活動を推進するための経費であり、事業の執行状況は教育環境の整備に大きく影響することから、現行の事務を引き続き執行していきたい。なお、消耗品など事務的な経費については、今後も可能な限り経費節減に努めていきたい。

仕分け結果	・実施方法の見直し
仕分けの理由	・現在、学校に配置されている事務職員等に学校司書職も兼務させ、巡回司書専任 職員のあり方は見直すべき。
付記事項等	・学校司書の機能はしっかり維持すべきこと。

担 当 課 名 教育総務課

1.事 業 名	教育委員会事務局経費 (共通)
2.仕分け判定	実施方法の見直し

3.事業見直し方針(案)

【現状】

・ 学校司書は、学校図書館法に基づき、設置者の責務として学校図書館の整備及び充実を図るために配置しているもので、児童生徒数300人以上の小中高等学校12校に学校司書業務を主たる業務とする学校事務職員を配置し、残りの34校については、6名の司書が巡回しながら、学校図書館の充実に努めているところである。

【見直し方針】

- ・学校に配置している用務職員、給食職員、県事務職員の司書業務の兼務については、職 種や任命権者が異なることなどから不可能である。
- ・平成23年度については、学校間の不公平が生じないように巡回司書の配置の調整を行い、 経費の削減を図る。今後についても、学校司書の配置については、12校の学校事務職員 や巡回司書のあり方、今後の学校再編を念頭に総合的に検討してまいりたい。

4.事業見直しにおける課題等

【基本的な事項】

・ 学校図書館の充実のため、各学校の均衡を図りながら、児童・生徒により良い学習環境 を提供するために、司書担当職員(学校事務職員、巡回司書)を配置することは、必然 であること。

【課題】

・司書担当職員は、学校における読書教育の補助者として重要な役割を果たしており、学校司書の機能をしっかり維持するためには、全ての学校に単独で司書を配置するのが望ましいが、財政面を考慮して、効率的、効果的な配置を検討する必要がある。

5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

・日額 5,400×244 日×1 人 = 1,317,600 円 730 円×7 h×15 日×12 月 = 919,800 円 397,800 円の削減額。

:地区学習センター等管理運営経費(鹿屋)

事業概要

1	担当課	社会教育課・中央公民館	従事職員数	1人
2	事業開始年度	大姶良(S55)高須(S57)花岡(S58)田崎(H5)西原(H6)高隈(H9)東(H14)		
3	根拠法令等	社会教育法 第 20 条(目的) 鹿屋市学習等供用施設条例(5 センター) 鹿屋市公民館条例(中央公民館・花岡公民館) 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例	法律等における市の実施義務(有・無	

4 (1)事務事業の実施目的

事務事業

の概

地域の拠点施設である生涯学習施設の適切な管理運営を行うこと。

地域の学習・文化活動など生涯学習活動を支援し、市民の豊かな生活を創造すること。市民の社会活動を支援し、地域の活性化に資すること。

(2)事務事業の対象(受益者、地域など)

市民

(3)事務事業の具体的内容(実施方法、全体計画など)

管理運営経費(7 館)・・・高隈地区交流促進センター、花岡地区公民館、田崎・西原・高須・大姶良・東の各地区学習センター

生涯学習の推進を図るため、地域の拠点施設である生涯学習施設の適切な管理運営に努め、地域の学習・文化活動の充実を図る。

(4)今後の事業費の推移及び財源の内訳

, , , , , ,						
年度	事業費総額	財源の内訳(千円)				
十		一般財源	国・県の補助金	借入金(起債)	その他	
19 年度	73,501	71,934			1,567	
20 年度	73,022	71,555			1,467	
21 年度	72,338	68,086			1,916	
22 年度	72,878	71,302			1,576	
23 年度以降	72,878	71,302			1,576	

5 事務事業の今後のあり方について(所管課の考え方)

本年度、鹿屋市生涯学習基本構想が打ち出され、これに基づき中学校区ごとの生涯学習推進体制の構築を図り、公民館や学習センター等を核とした生涯学習を推進していく必要がある。(生涯学習推進協議会事務局)

また、地域の教育力と連携し地域住民のニーズに応じた生涯学習を展開していく必要がある。館長や職員の専門性を生かし、学校や社会教育団体と連携し社会教育全体を育成・指導していかなければならない。(学校応援団事務局)

現在、各学習センター等は、嘱託・パートのみで管理運営していており、貸館業務だけでなく館長を中心に人材育成を行うなど地域コミュニティを形成している。また、接遇研修会や定例館長会を実施して職員の資質の向上を図り充実はした市民サービスが提供できるようにしている。

以上のことから、本事業は継続していくことが本市にとって有益だと考える。

仕分け結果	・実施方法の見直し
仕分けの理由	・館長職の整理統合を行うべき。(1人の館長が複数のセンター等を管理すべき。) ・館長の活動が市民の目に見えるような取組を行うべき。また館長の役割や活動が今後 益々、広範多岐に亘っていくことを踏まえ、より多様な人材を登用していくべき。 ・サービスコーナー機能も併せ持つ施設として運営していくべき。 ・市内全ての生涯学習施設の管理運営体制の早期統一、及び施設間の相互連携強化に向 けた見直しを加速化し、前倒しで実現すべき。
付記事項等	・今後、組織機構を見直していく際に、学習センター等の整理統合を検討していくべき。 ・「地区学習センター等各種講座経費」と併せて、早急な見直しを行うべき。

担当課名 社会教育課中央公民館

1.事 業 名	地区学習センター等管理運営経費(鹿屋)
2.仕分け判定	実施方法の見直し

3.事業見直し方針(案)

(1)館長の役割と人材登用

館長は,これまでの業務に加え,来年度から「学校応援団」のコーディネーターとして重要な役目を担ってもらう。また,館長の活動が市民に見えるような具体的な実践も行う。[例:写真掲載,各町内会の訪問,地域ボランティアの実践等]

館長は,現在,教育界・自衛隊退職者になっているが,今後は,サービス業界等視野 を広げた民間人の人材登用を検討していく。

(2)サービスコーナー機能を併せ持つ施設としての運営

市民課管轄の出先機関を有している施設〔サービスコーナー(西原),出張所(高隈・花岡・高須)〕や高齢福祉課管轄のあんしん地域ネットワークを有している施設〔花岡・高隈・田崎・東〕や子育て支援課管轄の子育て支援スペースを有している施設〔現在は東のみ。来年度から西原・田崎も〕の指示系統の一本化が図れるよう推進していく。

(3)管理運営体制の統一と施設間の相互連携強化

現在,毎月定例館長会を開催し情報交換を行っているが,中央公民館管轄の学習センター等の施設間の施設使用許可等に関する規則の統一や事務職員研修会を開き事務事業の更なる効率的な統一を図る。

4.事業見直しにおける課題等

(1)館長職の整理統合について

条例公民館等には「館長をおく」としているので, 鹿屋市公民館条例(中央・花岡), 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例(高隈), 鹿屋市学習等供用施設条例(高須・大姶良・田崎・西原・東)の改正を行う必要が出てくる。

各センター等は,消防法における防火管理義務対象物であり,館長が防火管理責任者と定めているので,複数のセンターを一人で管理することは,消防法に抵触することになる。

地域の主力となる館長が一人はいないと,町内会等の地域と学校とを「つなぐ」という公民館の機能が希薄となる。

- (2)経費削減の観点から,夜間の利用の少ない施設には,現在,本来必要な夜間管理人を 配置していない。(花岡・高須・大姶良・高隈)
- 5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

全ての地区学習センター等は,既に,嘱託・パートで管理運営され,また,本年度は 西原地区学習センター事務補助職員が1名減になり,賃金等予算削減の見直しを図っ たところであり,消耗品等の経費削減以外に大きな予算削減は見込めない現状である。

:地区学習センター等各種講座経費(鹿屋)

事業概要

1	担当課	社会教育課・中央公民館	従事職員数	1人
2	事業開始年度	大姶良(S55)高須(S57)花岡(S58)田崎(H5)西原(H6)高隈(H9)東(H14)		
3	根拠法令等	鹿屋市公民館条例 鹿屋市学習等供用施設条例(5センター) 鹿屋市学習等供用施設条例施行規則 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例	法律等における市の実施義務(有・無)	

(1)事務事業の実施目的

地域の生涯学習の拠点として、時代に即し、市民の多様化する学習要求に対応した講座などを実施すること。

市民の学習意欲の向上及び生涯学習機会の提供を図ること。

共生協働による地域づくりにつながる学習機会の充実を図ること。

(2)事務事業の対象(受益者、地域など)

市民

務事業の

(3)事務事業の具体的内容(実施方法、全体計画など)

- ・市民講座、高齢者・婦人大学等の実施
- ・学習成果発表会の実施

各種講師謝金4,700円(約2時間あたり)

鹿屋地区学習センター等 7 館で、市民講座等を開講し生涯学習を推進する。また、地区館を 核として地域文化意識の向上・連帯づくりの機運を高める。

(4)今後の事業費の推移及び財源の内訳

年度	事業費総額	財源の内訳(千円)			
十 反		一般財源	国・県の補助金	借入金(起債)	その他
19 年度	3,495	2,523			972
20 年度	2,655	1,819			836
21 年度	2,585	1,755			830
22 年度	2,653	1,853			800
23 年度以降 2,653		1,853			800

5 事務事業の今後のあり方について(所管課の考え方)

これまで年10回開催していた講座回数を8回に減らして実施している現状である。受講生からは「もっと回数を増やしてほしい」という要望が多い。合併以前の受講料は無料であったが、合併時に10回で1000円徴収することになった。現在、8回で1000円の受講料であることや、もともと材料費は全額自己負担になっていることから、十分、受益者負担になっていると考える。

また、講座開催については、それぞれの地域からの必要性や特色にあった内容になっており、他の施設と異なって入門編となっているため、画一的に整理統合というのは、距離・部屋・講師・内容等から考えても難しい。しかし、今後は、講座の種類によって、申込人数等を考慮して限定して開設するなど、その可能性を模索していく必要はある。

以上のことから、本事業は継続していくことが本市にとって有益だと考える。

仕分け結果	・実施方法の見直し
仕分けの理由	・大人数で受講可能な講座については、1箇所で集中開催すべき。 ・市全体における各種講座等の在り方や統一的・合理的な運営方法について早急に 整理し、実行に移すべき。
付記事項等	・「地区学習センター等管理運営経費」と併せて、早急な見直しを行うべき。

担当課名 社会教育課中央公民館

1	1.事	業	名	地区学習センター等各種講座経費(鹿屋)
2	2.仕分け判定		引定	実施方法の見直し

3. 事業見直し方針(案)

市民の学習意欲の向上及び共生協働による地域づくりにつながる学習機会の提供を図るため、地域の生涯学習の拠点である学習センター等で各種講座を実施している。

学習センター等では,市民が参加しやすい入門レベルを想定しており,次の段階として「リナシティかのや」や託児施設のある「勤労婦人センター」の講座等と棲み分けを行っているところである。

指摘のとおり同様な講座もあるが,市民全体の生涯学習レベル向上のため,参加しやすい地域ごとに実施しているところである。現在も講座全体の集約と内容の検討は行っているが,今後更に全体調整を行い,以下の点を含め効率的な運営に努める。

- (1)謝金を必要としない、「出前講座」の活用等により、市民の生涯学習機会の増加を図る。
 - [例] 農政水産課 「郷土料理に挑戦しよう」「おやつを見直そう(いもほり体験等)」カピックセンター・市民活動推進課 異文化交流体験 生活環境課 一日エコツアー学習(川・ごみ・環境学習)
 - 県や国の施設(大隅自然の家等)を活用した講座への参加
- (2)食品加工室を有する学習センター(西原・田崎)においては,食品加工指導員による講座 の企画運営を図る。
- (3)地域の特性を生かしながらも、実績等を考慮し、できる限り講座の整理統合を行う。
- (4)短期講座等は,なるべく2時間以内の活動を計画して,謝金の単価を安く抑える。
- (5)今後は,謝金を必要としないボランティア講師も検討していく。
- (6)平成24年度の組織見直しの際,旧鹿屋市以外の3支所・2分館で行っている公民館事業を全て中央公民館の下で管理し,市全体の公民館講座等を統一的・合理的に運営していく方向で進めていく。

4.事業見直しにおける課題等

- (1)市民や受講生からは、「もっと講座数や回数を増やしてほしい」という要望が多く、現在の講座数及び講座回数(年8回)の削減は難しい。
- (2)現在,受益者に負担してもらっている1000円の実費徴収額を,今後上げるとなると 受講生の減少が懸念される。(実費徴収しなかった17年度までと徴収を開始した18年 度の受講生を比較すると約500人(全体の1/4)の減少であった。)
- 5. 事業見直し実施による予算削減効果額(見通し)

現在のところ,予算削減への大きな効果は見込めないが,短期講座等の活動時間を減らして,講師謝金の削減を図っていければ,若干の予算削減につながっていく。